



私は行政書士として地元の市役所で定期的に「遺言・相続」の市民相談を担当しています。相続手続についての一通りの説明をすると、これからのご自身の財産管理についての様々な相談がかなりの頻度で出てきます。

特に一人暮らしを余儀なくされている方々から受ける代表的な相談事例をQ&A方式で紹介します。

■Q-1 体がだんだん不自由になり、外出がままならなくなっている。銀行からの月々の生活費の引き出しをしてくれるようなサービスが受けられないか。

■A-1 判断能力はしっかりしているが、高齢や病気のために、預貯金の管理や払戻しなどに困っている人が多くなっています。そこで、信頼できる第三者に預貯金の管理や払い戻しなどの手続を頼みたい、という要望が高くなっています。このような方には各市区町村の社会福祉協議会が行っている「地域福祉権利擁護事業」がお勧めです。①日常的な金銭管理（預貯金の払い出し等）②書類等（預貯金通帳、不動産の権利書、年金証書等）の預り③各種福祉サービスの情報提供等を廉価で提供してくれます。詳しくはお住まいの社会福祉協議会に連絡するといいでしょう。

■Q-2 今のところ頭はしっかりしているが、先行き認知症等の不安がある。もし認知症になった際に自分の財産管理や身の回りの世話をしてもらおうよう今から手当をすることはできないか。

■A-2 このような方にお勧めが「任意後見制度」です。判断能力がある段階で、判断能力が欠ける状態となった後の財産管理や身の回りの世話を、予め信頼できる人に依頼しておく制度です。この制度は、契約をした時点で効力が生ずるので

はなく、判断能力が欠け、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、効力が生ずる点に特徴があります。また、この契約は確実を期すために必ず公正証書で作成される必要があります。実務上は、通常の委任契約と任意後見契約を同時に締結し、本人の判断能力がある段階では委任契約に基づき財産管理等を行い、判断能力低下後は、任意後見契約に基づき財産管理等を行う方法がよく取られています。

詳しくは、公証役場、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、各市区町村の高齢福祉課等に連絡するといいでしょう。

■Q-3 賃貸マンションを所有しているが、先行きの管理に不安がありいい方法はないか。

■A-3 このような方には、「信託」という方法があります。委託者（マンション所有者）が受託者（信託銀行等）にマンションの所有権を移し、受託者は、信託設定の内容に従って管理します。信託財産は受託者の固有の財産から独立するので、委託者・受託者の債権者からの強制執行が及ばず安心です。また、委託者の高齢化による判断能力の衰えにより騙されて財産を失ったり、親族等が勝手に財産を処分したりすることを防止できます。詳しくは、信託銀行、信託協会等に連絡するといいでしょう。

